

# 川越市教育委員会第14回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成26年3月24日 午後2時30分
- 3 閉 会 平成26年3月24日 午後3時55分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長新保正俊、教育総務部副部長兼教育財務課長円城寺実、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長大嶋美紀夫、学校教育部副部長兼学校管理課長小林英二、学校教育部参事兼教育指導課長兼教育センター所長佐野 勝、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、学校給食課長岩澤義明、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良

## 8 前回会議録の承認

平成26年度第13回定例会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

### 日程第1議案第56号 川越市教育委員会委員長を選挙することについて

(選挙の結果)

委員長選挙の方法について、委員の発議により指名推選によることとなり、委員長に梶川牧子委員が選任された。

委員長選挙に引き続き委員長職務代理者の指定が行われ、委員の発議により指名推選によることとなり、委員長職務代理者に長谷川均委員が指定された。

(全員異議なく原案どおり決定)

### 日程第2議案第57号 川越市教育委員会職員人事について

(非公開)

### 日程第3議案第58号 川越市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

コミュニティセンターの廃止に伴い、教育総務部の所管する施設からコミュニティセンターを削除しようとするものであり、施行期日を平成26年4月1日からとしようとするものである。

委員

コミュニティセンターの所在地及び設置目的について伺いたい。

教育総務課長

コミュニティセンターは福原公民館に併設しており、地域の日常生活に密着したコミュニティ及びボランティア活動の総合的な展開をとおして地域住民の間に連帯感を醸成し、地域に根ざした新しいコミュニティ形成を促進するために設置されたものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

**日程第4議案第59号 川越市立学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則を定めることについて**

副部長兼学校管理課長

平成26年川越市議会第2回定例会（3月議会）において可決された川越市立学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号に基づき、川越市立学校の県費負担教職員が条例で規定された事由のほか、あらかじめ教育委員会又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除される事由について定めようとするものであり、施行期日を平成26年4月1日としようとするものである。

委員

改正の目的について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

これまで市の条例に基づいていた県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関しての必要な事項をより明確にすること及び決裁権を校長に移し事務の負担軽減を図るものである。

委員

事務の負担軽減の効果について伺いたい。

副部長兼学校管理課長

これまでは学校から教育委員会へ書類を提出し決裁を受けていたものであるが、校長に決裁権を移すことにより、学校及び教育委員会の事務が軽減され処理の時間も短縮されることが見込まれる。

委員

決裁権が移った側はこれまで以上に責任が大きくなるものと思われるが問題はないか。

副部長兼学校管理課長

問題はないものと考えているが、承認の際に疑義が生じた場合は教育委員会において指導を行っていききたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

**日程第5議案第60号 川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて**

副部長兼学校管理課長

平成26年川越市議会第2回定例会（3月議会）において可決された川越市立学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の施行に伴い、川越市立小・中学校及び川越市立特別支援学校の県費負教職員又は川越市立高等学校の教職員が、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときの規定について整備しようとするものであり、施行期日を平成26年4月1日としようとするものである。

（全員異議なく原案どおり決定）

**日程第6議案第61号 川越市立高等学校通則の一部を改正する規則を定めることについて**

副部長兼学校管理課長

埼玉県立高等学校通則の一部改正を踏まえ、市立川越高等学校において、教育上の必要があるときは、教育委員会の承認を得て土曜日等の休業日を授業日とすることができるようにするため改正しようとするものであり、施行期日を平成26年4月1日としようとするものである。

委員

教育上必要がある場合は土曜日を授業日に、やむを得ない事由があるときは平日を休業日とすることができるのとこのことよろしいか。

副部長兼学校管理課長

そのとおりである。

委員

教育上必要がある場合とは、どの様な場合を想定しているのか。また、これまでは土曜日を授業日とすることはできなかったのか。

学校教育部長

教育上必要がある場合とは基礎学力の向上のために授業を行う場合などが想定されるが、市立川越高等学校においては部活動や各種検定への取組が行われており、土曜日には教職員も出勤して指導にあたっているため、土曜日を授業日に切り替えるのは容易なことではないものとする。

委員

小中学校における土曜日の授業の実施については、どの様に考えているか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

土曜日の授業の実施については、今後、授業時数の確保も含め調査・研究をしていきたいと考えている。

（全員異議なく原案どおり決定）

**日程第7議案第62号 川越市立川越高等学校授業料等徴収条例施行規則（全部改正）を定めることについて**

市立川越高等学校事務長

平成26年川越市議会第2回定例会（3月議会）において可決された川越市立川越高等学校授業料等徴収条例の改正に伴い、川越市立川越高等学校授業料等の減額及び免除に関する規則の全部を改正し、同条例の改正に対応した授業料の徴収に係る必要な事項を定めようとするものであり、施行期日を平成26年4月1日としようとするものである。

委員

授業料及び入学料の減額又は免除は教育委員会が決定するのか。

市立高等学校事務長

校長からの進達を受け、教育委員会において決定する。

委員

減額と免除の違いはどのような理由からなるのか伺いたい。

市立高等学校事務長

生活保護の基準を1.0として、1.0から1.3までが減額、1.0未満は免除となる。

委員

新たな事務が追加されることになるが事務の負担増についてはどのように考えているのか伺いたい。

市立高等学校事務長

平成26年度は1年生のみが対象となるため現在の体制で対処できるものと考えますが、平成27年度以降は年次進行により対象学年が増えるため事務量増加に対する対策を検討する必要があると思われる。

委員

授業料の徴収が始まると滞納の問題が生じるものと思われるが、以前、授業料を徴収していた時の滞納状況について伺いたい。

市立高等学校事務長

平成17年に1件、12万6千円の滞納があった。

委員

過去の状況では滞納は少なかったようだが、現在は社会状況も変化しているため滞納への対策も検討する必要があると思われる。滞納を防止するための啓蒙についてはどう考えているのか伺いたい。

市立高等学校事務長

授業料を支払わない場合は停学処分の規定もあること等について周知できればと考えている。

委員

今回、授業料を徴収するのは一部の生徒であるため、個人情報の取扱いには注意

していただくとともに、適切な管理ができるよう検討していただきたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

**日程第 8 議案第 6 3 号 川越市学校施設使用規則の一部を改正する規則を定めること  
について**

参事兼地域教育支援課長

平成 2 5 年川越市議会第 5 回定例会において可決された川越市学校施設使用条例の一部改正に伴い、霞ヶ関北小学校の特別教室使用料の減免規定を改正しようとするものであり、施行期日を平成 2 6 年 4 月 1 日としようとするものである。

委 員

これまで使用料免除としていた伊勢原公民館登録グループについては、5 割相当の使用料負担を求めることになるが、改正後の使用料の収入額はどの程度になるのか伺いたい。

参事兼地域教育支援課長

現行では年間 4 5 万円程度であるが、改正後は 6 0 万円から 7 0 万円程度になると思われる。

委 員

5 割相当の使用料が掛かることにより、登録グループの利用が減ることはないのか。

参事兼地域教育支援課長

当該施設の利用団体は、有料で使用する団体が多く、登録グループは少ないため利用が減ることは想定していない。

委 員

説明会の開催について伺いたい。

参事兼地域教育支援課長

各公民館において登録グループへの説明会を開催している。

(全員異議なく原案どおり決定)

**日程第 9 議案第 6 4 号 川越市立図書館処務規程の一部を改正する規程を定めること  
について**

中央図書館長

川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正により、平成 2 6 年度より休息時間が廃止されたことに伴い、川越市立図書館処務規程において休息時間の廃止に係る規定の整備をしようとするものであり、施行期日を公布の日からとしようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

**日程第 1 0 議案第 6 5 号 川越市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則を定めることについて**

博物館長

川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正により、平成26年度より休息時間が廃止されたことに伴い、川越市立博物館条例施行規則において休息時間の廃止に係る規定の整備をしようとするものであり、施行期日を公布の日からとしようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 日程第11議案第66号 川越市指定文化財を指定することについて

文化財保護課長

川越市文化財保護条例第5条に基づき、川越市指定文化財として新たに有形文化財（建造物）一件を指定しようとするものである。

当該有形文化財（建造物）の名称は埼玉県立川越女子高等学校明治記念館、所在地は川越市六軒町1丁目23番地、所有者は埼玉県であり、指定年月日を平成26年3月25日としようとするものである。

この建造物は、明治44年に川越高等女学校が町立から県立に移管された際に建設された校舎の一部である。建設された年代は、川越女子高等学校所蔵資料から明治45年6月30日であることが確認された。外観は切妻造棧瓦葺平屋建の細長い形式で、屋根には六角形の排気用尖塔が設置され、教会建築を思わせるゴシック風な趣を見せている。内部は西側が洋室、東側が和室に分かれ、洋室部分の内部は改修され会議室とクラブ活動の部屋に使われおり、現在も生徒により使用されている生きた文化財と言えるもので、埼玉県内でも大変貴重な明治期の学校建築物である。

平成26年2月20日に開催した文化財保護審議会において検討がなされ本市指定文化財としてふさわしいとの結論に至ったものである。

委員

大変貴重な建物が現存していることはすばらしいことであり、見学の機会を設けていただきたいがいかがか。

文化財保護課長

学校の敷地内にあるため常時の公開については制約があるが、事前申込みによる見学や学校の文化祭等において公開できるよう学校とも協議していきたい。

委員

洋室部分は現在も使用しているとのことであるが、和室部分は使用できない状態なのか。

文化財保護課長

和室についても、茶道等の部活動で利用している。

委員 地域の方の利用については建物の状況も含め困難な状況か伺いたい。

文化財保護課長

建物的には問題ない。学校側もできる限り公開等ができるよう検討していきたい

とのことである。

委員

明治期に建設されたとのことであるが、これまでに大幅な修復は行われたのか伺いたい。

文化財保護課長

数年前に大規模な修復が行われている。

委員

文化財指定後は市として改修を行っていくのか。

文化財保護課長

これまでの修復は同校の同窓会が費用負担しているとのことであり、今後も同様に行っていくものと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 10 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第57号は人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、関係理事者（教育総務部長、教育総務課長）による審議とすることに決定した。
- (2) 議案第57号は関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 委員長が委員の議席順について、1番・長谷川委員長職務代理者、2番・原田委員、3番・長井委員、教育長の順と指定した。
- (4) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、長井委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は平成26年4月28日（月）午後2時開催に決定した。